

令和2年5月6日

一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会会長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、政府は、5月4日に、緊急事態宣言を5月31日まで延長する決定を行い、本県は引き続き「特定警戒都道府県」に指定されました。

これに伴い、本県の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を改定し、引き続き、5月31日まで休業要請をお願いすることとしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の協力要請について、貴団体の会員等に対して、周知徹底を再度お願いします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（令和2年5月5日改定）

県実施方針の主なポイント

今回の改定で、休業要請の対象施設に変更はありませんが、

3(2)のとおり、休業要請については、国が14日を目途に示す評価や見解、また、感染症の拡大予測、医療体制などを踏まえた上で、地域別、業種別に段階的に解除することも検討するほか、

4(2)のとおり、休業要請に応えた事業者だけでなく、自主的に休業する事業者に対する支援を検討することとしました。

問合せ先

くらし安全防災局防災部消防保安課
LPガス・火薬・電気グループ 藤澤
高圧ガス・コンビナートグループ 津田
電話 045-210-3475, 3479 (直通)